

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	商工業振興対策補助金(企業交流グループの育成)
補助事業等の目標	市内工業者等が共同し、新技術や新製品の開発等を行うことで工業の活性化を図る。
補助事業等の対象者	5 社以上の工業者等が共同して技術の開発研究、新製品の試作等を行う場合の企業交流グループ
補助対象経費	技術の開発研究、新製品の試作等に要した経費(ただし、関連会社及び系列会社で行うものは除く。)
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内で、その経費の 2 分の 1 以内の額 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1 / 2 を超える場合の理由】
補助事業等の評価	補助事業者からの実施報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成 9 年 4 月 1 日
補助事業等の終了時期	【終期が 3 年を超える場合の理由】 1 企業交流グループに対する補助金は 3 年を上限とする。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。 (1) 諏訪市企業グループ活動補助金交付申請書(様式第 2 号—1) (2) 諏訪市企業グループ活動実施報告書(様式第 5 号—1) 諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。(附属して提出を要する書類等を添付)
担当部署	諏訪市 経済部 商工課 工業・ブランド振興係

平成 29 年 3 月 29 日 一部改正 (平成 29 年 4 月 1 日 施行)

令和 6 年 3 月 29 日 一部改正 (令和 6 年 4 月 1 日 施行)